

〔災害復旧貸付の概要〕

【対象者】

災害により被害を被った中小企業者

【金利】(いずれも平成24年11月29日現在)

○株式会社日本政策金融公庫

中小企業事業 → 基準利率 (1.55% (貸付期間5年の場合))

国民生活事業 → 基準利率 (2.05% (貸付期間5年の場合))

○商工組合中央金庫 → 所定の利率 (相談の上決定)

【貸付限度額】

別枠で、

中小企業事業 → 1.5億円 (代理貸付: 7千5百万円)

国民生活事業 → 3千万円 (代理貸付: 1千5百万円)

商工組合中央金庫 → 1.5億円

【貸付期間】

中小企業事業 → 設備資金、運転資金とも10年以内
(据置2年以内)

国民生活事業 → 設備資金、運転資金とも10年以内
(据置2年以内)

商工組合中央金庫 → 設備資金、運転資金とも10年以内
(据置2年以内)

【担保特例】

日本政策金融公庫 (中小企業事業・国民生活事業)

→ 直接貸付、代理貸付とも、弾力的に取り扱う。